

生活保護費追加給付の申出の御案内

■概要

平成 25 年に実施した生活扶助基準改定について、国が新たな基準を設け、従来の基準と新たな基準との生活保護費の差額を、生活保護を受給していた方へ追加給付するものです。

■追加給付の対象となる方

平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月まで生活保護を受給していた方。

※現在生活保護を受給中の方は提出不要です。

※過去に別の福祉事務所で生活保護を受給していた方は、申出が必要です。

■給付までの流れ

①申出手続き	・ 申出書、同意書等を御記入の上、必要な提出書類を郵送または WEB 申出にて御提出ください。
②審査	・ 申出内容の確認をします。 ・ 不備があった場合はお電話等で御連絡いたします。
③給付額の計算	・ 申出内容に基づき、給付額を計算します。
④支給決定通知書の送付	・ 申出者の現住所へ通知を送付します。
⑤口座へ振込	・ 申出いただいた口座に振り込みます。

※申出件数等の状況により、申出から給付まで数か月を要する場合があります。

■御提出いただく書類

- ・ 同意書の裏面の【申出に当たってのチェックリスト】に記載されている書類を御提出ください。

■提出方法

郵送の場合

以下の送付先に提出書類を郵送してください。

【送付先】 〒330-9799

さいたま新都心郵便局留

さいたま市追加給付事務処理センター 宛

**（所在地：〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号）**

※「さいたま新都心郵便局留」と必ず御記入ください。

※宛名は正確に御記入ください。

WEB 申出の場合

QR コード又は URL から必要事項を入力してください。

URL : <https://saitama-tsuika-kyufu.q-shinsei.jp/>



WEB 申出フォーム
QR コード

■注意事項

- ・ 申出できる人は原則、生活保護廃止時の世帯主です。
- ・ 追加給付額は世帯構成、年齢、受給期間等により異なります。
- ・ 記載内容に虚偽があった場合、給付できないことがあります。
- ・ 給付後であっても、不正等が判明した場合は返還を求める場合があります。

■お問い合わせ先

名 称	さいたま市生活保護費追加給付コールセンター
電話番号	0120-214-062（フリーダイヤル）
メールアドレス	info@saitama-tsuika-kyufu.q-shinsei.jp
開設時間	8 時 30 分から 17 時 15 分（土日祝休日、年末年始を除く）